第2次沼津市都市計画マスタープラン策定のポイント

人口減少・超高齢化社会の到来、新東名高速道路や東駿河湾環状線などの新たな基盤整備、 東日本大震災等の大規模な地震災害の教訓を踏まえた自然災害への対応など、社会・経済状況 の変化をはじめとした市のまちづくりを取り巻く環境が大きく変化していることから、これらに対応す るため、「第2次沼津市都市計画マスタープラン」を策定しました。

※ 都市計画マスタープランとは・・・都市計画法第 18 条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、都市を構成する様々な要素について、将来の姿を示すものです。 沼津市は平成 13 年に策定し、平成 29 年に第2次計画を策定しました。

■ 計画の対象区域と目標年次

「沼津市都市計画マスタープラン」は、都市計画区域外も含む沼津市全域を対象とします。

また、目標年次は、20 年後の平成 48 年(2036 年)とします。ただし、今後の社会情勢の変化や各種計画の変更等により、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画検討のプロセス

本計画の改定にあたっては、庁内関係各課で検討したものを有識者で構成する「都市計画マスタープラン改定案策定委員会」に諮るとともに、市民ワークショップの開催や市民説明会、パブリックコメントの実施など市民意向の収集・反映を行いました。

■ 策定のポイント

本市を取り巻く様々な社会情勢の変化に対応したうえで、第4次沼津市総合計画が目指す「人と環境を大切にする県東部広域拠点都市・沼津」を実現していくために、「持続可能なまちづくり」を基本としつつ、これまでの都市構造を時代の流れにあわせた「4つの視点のまちづくり」で見直しました。

《4つの視点のまちづくり》

●中心市街地と各拠点の連携

中心市街地と各拠点をネットワークで繋ぎ、人・モノ・情報の移動や交流を促すことで、拠点ごとのまちづくりの効果を相乗的に高め、暮らしやすく魅力のあるまちづくりを推進します。

●中心市街地のまちづくり

多様な都市機能が複合する魅力的な都市空間を創出し、まちなか居住の促進やにぎわいの向上を図ることで、沼津市だけでなく県東部の都市拠点としてふさわしい中心市街地の形成を図ります。

●新たな交通基盤を活かしたまちづくり

交通基盤を活かした産業立地の促進により、雇用の場を確保し、職住近接のまちづくりを目指すとともに、交流人口を受け止め、新たな沼津市発展の原動力となるまちづくりを展開します。

●安全・安心のまちづくり

本市を取り囲む山、川、海などの豊かな自然の魅力や利便性の高い都市環境を活かしつつ、災害リスクを低減し、市民の日常生活を大切にした安全・安心のまちづくりに取り組みます。